

## ➤ モニタリングステーション及びモニタリングポスト

- ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定

※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施

- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を配備

## ➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【19台】  
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ  
(可搬型)



可搬型モニタリングポスト【10台】  
(常設)



モニタリングカー【1台】



モニタリング資機材例  
(サーバイメータ、非常用電源等)



放射線測定通信端末

## ▶ モニタリングステーション

やしま

- ・UPZ圏内に含まれる八島にモニタリングステーションが設置されており、放射線量等を測定
  - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを平成27年度中に配備



モニタリングステーション【1台】



非常用発電機装備(モニタリングステーション)



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ

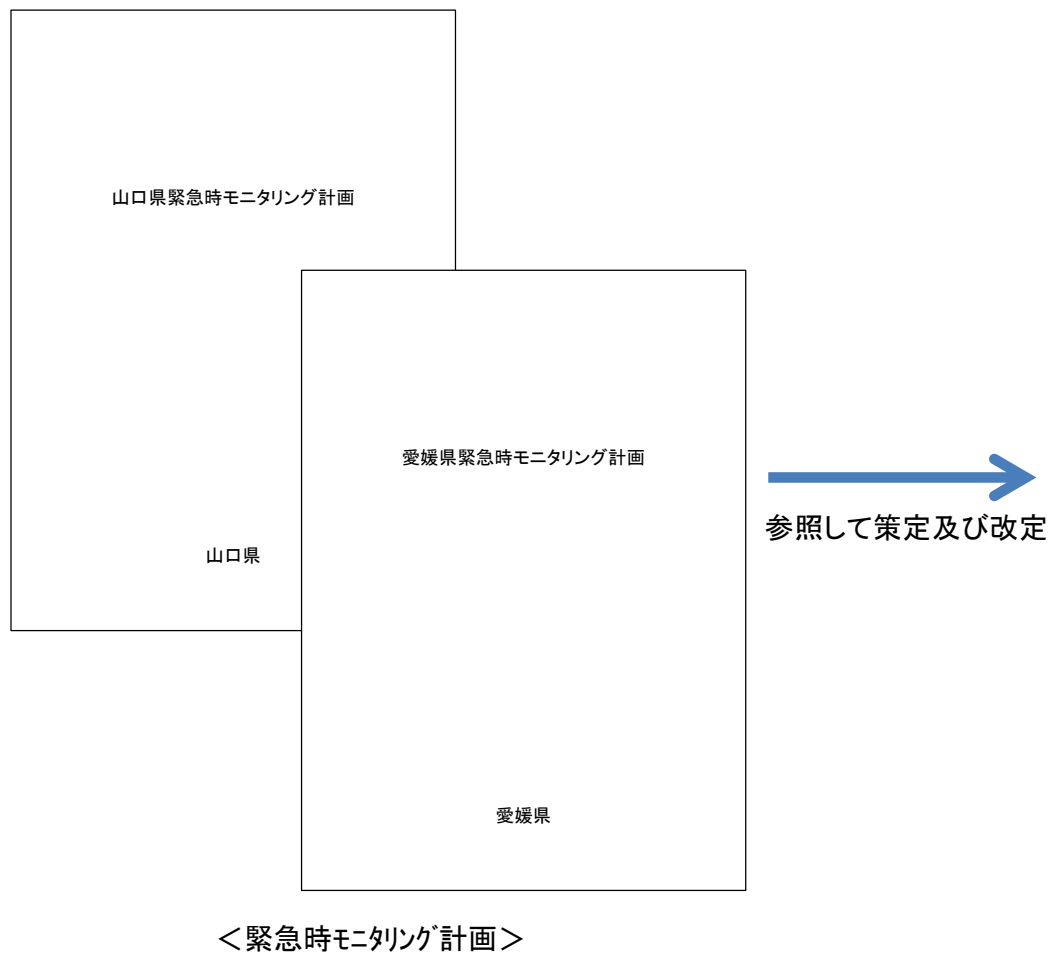


電離箱式サーベイメータ



GM管式サーベイメータ

- 愛媛県及び山口県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



## 緊急時モニタリング実施計画(例)

- 【記載する項目の例】
- <実施項目>  
例)
    - モニタリングの継続
    - 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
    - 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
    - モニタリングカーによる測定の実施
    - ヨウ素サンプラーの設置・測定
    - 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等
  - <実施主体>  
例)
    - 緊急時モニタリングセンター(測定分析グループ)
    - 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等
  - <情報共有／報告の体制>
  - <注意事項> 等
- 【その他添付資料等の例】
- 測定項目一覧
  - 地図及び観測局等の地点図 等

# 緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

## 関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。愛媛県・山口県・四国電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	242台	27台
原子力事業者	42台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

# 伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

➤ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、愛媛県及び山口県では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を対応付けている。既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されることとなっているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



図 伊方地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施範囲

# 四国電力による緊急時モニタリング

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
  - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計5台)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
  - ・モニタリングステーション(1台)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度を測定
  - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化する
  - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型代替モニタを別途配備(5台)
- 可搬型モニタ
  - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタ(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両
  - ・緊急時においてモニタリングできるよう、モニタリングカー及びサーベイメータ等を搭載した車両を配備



モニタリングステーション等【5台】



可搬型代替モニタ【5台】、可搬型モニタ【4台】  
(無線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



サーベイメータ等を搭載した車両【3台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

# 愛媛県によるスマートフォンを用いたモニタリング情報の伝達

- ▶ 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- ▶ GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングポストを抽出することが可能。



## スマートフォン用アプリ



※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。アップは拡大・縮小が可能。  
 ※2: 今年度中に山口県をはじめ周辺県の環境放射線データ測定結果を表示予定。